

第 2 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 7 月 2 8 日（金）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年7月28日(金) 午後1時30分から2時00分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

5番	竹	内	厚	子
6番	阿	部	紹	子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 土地現況証明願について
第7	議案第5号 農地法第3条の規定による許可の取消について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
事務局次長	佐	々	木 正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 26 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

《会長挨拶の冒頭が録音されておらず、途中からの記録です》

会長

また、農作業は今、麦の秋蒔きこみが終了したようです。馬鈴薯も掘り出しが始まったようです。牧草に関しては 1 番が終わり、2 番に取りかかっているようです。このように農作業の進捗状況としては、例年よりずっと早く進んでいるように感じております。

会長

先日、北海道農業会議の総会がございまして、令和 5 年 7 月から新しい体制とりました。会長には深川市農業委員会の■■■■氏、副会長には、帯広市農業委員会の■■■■氏、函館市農業委員会の■■■■氏が就任され新しいスタートとなりました。ひとつよろしく願います。

会長

それでは、本日の総会は議案第 5 号までございます。皆様と慎重審議で進めてまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。

また、本日は協議会後に、町との意見交換会もございます。皆様方、よろしく願います。簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日、5 番竹内委員、6 番阿部委員より欠席の届出がありました。只今の出席委員は 13 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、9 番大羽委員、10 番金谷委員を指名いたします。この指名は、第 26 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和 5 年 7 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 9 番。譲渡人が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX さん。譲受人が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX さん。所在につきましては XXXXXXXXXX、面積が XXXX m²、契約内容は贈与でございます。こちらの理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

議長

を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

令和 5 年 7 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 3 ページをご覧ください。

番号 10 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

事務局

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は全て畑でございます。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日、位置図・配置図につきましては、8 ページ、9 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとあり、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

資料の 4 ページをご覧ください。

番号 11 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、現況地目は畑でございます。転用の目的につきましては、瀬棚臨海風力発電所のリプレイス計画検討に必要な風況観測データを得るため高さ 59.9m の風況観測装置を設置するためでございます。所用面積は [REDACTED] m²、転用期間は許可日から 1 年 3 ヶ月、位置図・配置図につきましては、13 ページ、14 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましても、農用地区域内農地でございますが、原則

事務局

転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限
り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとあり、本件は期間が2
年以内の観測装置の設置で、データ取得後の復元も計画されていますことか
ら、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定
を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年7月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料15ページをご覧ください。
番号85番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
の計36筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、
こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、
2023年7月28日から2026年7月27日までの3年間、単価が円、賃
貸価格が円、新規でございます。

事務局

資料17ページをご覧ください。

事務局

番号 86 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 7 月 28 日から 2026 年 7 月 27 日までの 3 年間、新規でございます。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。

番号 87 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 7 月 28 日から 2028 年 7 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 19 ページをご覧ください。

番号 88 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 ヶ所、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては 2023 年 7 月 28 日から 2028 年 7 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。

番号 89 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 8 筆、面積が合わせて [REDACTED]㎡、利用目的は転作田と水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 7 月 28 日、対価の支払期限が 2023 年 10 月 27 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED]円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願についてを議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 5 年 7 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 21 ページをご覧ください。
番号 5 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては雑種地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、22 ページ、23 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。
こちらにつきましては、2023 年 7 月 19 日に原田会長、松崎代理、阿部委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

事務局

番号 6 番。こちらにつきましては、6 月 29 日第 25 回総会で漏れがありましたので、所在地 [REDACTED] の追加ということで、今回再度議案に上げさせて頂きました。
所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
場所につきましては、24 ページ、25 ページの図 7、図 8 のとおりでございます。
[REDACTED]、[REDACTED] につきましては、2023 年 6 月 23 日に松崎代理、

事務局 金谷委員、小島委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。また、今回追加の[]につきましては、2023年7月18日に松崎代理、弥佐委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7(追加議案) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可の取消について】

議長 「日程第7(追加議案) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可の取消について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。丹羽事務局長。

事務局 はい。追加議案1ページをご覧ください。
議案第5号 農地法第3条の規定による許可の取消について
令和4年8月29日付けで、農地法第3条の規定により許可した下記の件について、その内容審査の結果許可を取り消すものとする。
令和5年7月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料の1ページをご覧ください。
当時許可した契約内容についてですが、譲渡人が、[]、
[]さん。譲受人が、[]、[]
[]さん。
所在につきましては、[]、[]の計2筆、面積が合わせまして []㎡、契約内容は売買、単価が []円、売買価格は []円、理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいためでございました。

事務局 この件につきまして、6月初旬に檜山振興局農務課より農地権利移動賃借

事務局 等調査で、この売買については農地法に違反するという指摘がございました。理由としては2つありまして、一つは譲受人が農地所有適格法人ではないこと。二つめは、移動後の耕作面積 ■■■■㎡が、当時の大成区の許可下限面積要件を満たしていないというものでした。

事務局 この許可下限面積の要件が、令和5年4月1日より廃止となりましたので、この部分はクリアできることになりました。檜山振興局からは、このクリアできる部分を利用して是正せよという指導がありました。今後、この許可を取消した後に、譲渡人の ■■■■と譲受人の ■■■■個人との契約ということで、改めて許可申請を提出してもらうことになりました。

このような経緯から、今回許可の取消ということとなりました。大変申し訳ございませんでした。

議長 結局、6月初旬に振興局に指摘されて、今回もということは、2回目の指摘をされたということですか。

事務局 2回目といいますか、振興局とのやりとりもあったのですが、本庁とのやりとりがあった中で、どのようなスケジュールで進めるかという、その段取りに時間がかかったということです。

議長 簡単に言えば、6月の初めに振興局から許可を取消しなさいと指導がきているのならば、段取りうんぬんということより、本来ならば6月の段階でアクションを起こさなければならぬものを起こしてなかったということなのですね。

事務局 どのような手続きでやったらいいかという、その流れに関して打ち合わせが長引いてしまったということです。

議長 打ち合わせって、どことの打ち合わせですか

事務局 振興局と本庁とやりとりをして。

議長 でも、振興局は許可取消をしなさいと言ってきているのでしょうか。そのように報告を受けましたが。

事務局 それは、そのような指導だったのですが、その流れがどういうスケジュールで進めるかというのに時間を要しました。

議長 ちょっとその説明では、私も、納得いかないのですが。

進めるスケジュールなんてあるのですか。許可取消をしなさいと言われれば、取消の段取りを組むだけでしょう。取消するためのスケジュールを振興局となぜ打ち合わせしなければならないのですか。

事務局	いや、どういう流れでやるかということです。
議長	その流れというのは何ですか？意味がちょっとわからないのですが。 ま、いいです、これ以上言っても意味不明だから。 とりあえず、そのような説明なので。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第 5 号について質疑ございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 26 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 10 月 30 日

会議録署名委員

9 番 大羽 孝志

10 番 金谷 勝則

議長 原田 喜博